

平成27年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年7月28日(火) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
 - 1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
 - 5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
 - 8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
 - 12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第2 会期の決定(別記のとおり)
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第31号 農地移動適正化あっせん事業について
 - 第5 議案第32号 買受適格証明願承認について
 - 第6 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第7 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第8 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第9 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について
 - 第10 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
 - 第11 議案第38号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成27年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

本日は農業委員会等に関する法律第24条第1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番 大西準一委員・5番 大福裕子委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日7月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日7月28日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。業務報告【7月】です。10日金曜日、買受適格証明に関する協議を役場第4委員会室で行いました。永友祥一委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。15日水曜日。農地取得希望新規就農者との面談を役場第3委員会室で行っております。渡瀬副会長、事務局からは三笠補佐が出席しております。21日火曜日。宮崎県農業会議第414回常任議員会議が宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。21日火曜日、宮崎県農業会議臨時総会が宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。22日水曜日、現地調査です。会長、水町委員、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。23日木曜日、宮崎県防衛協会高鍋町支部役員会が高鍋町中央公民館で行われております。会長が出席しております。同じく23日木曜日、宮崎県防衛協会高鍋町支部定期総会が高鍋町中央公民館で行われております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。本日28日火曜日が農業委員会総会となっております。第3会議室、全委員、全職員出席となっております。総会の後ですけれども、農地中間管理機構事業説明会がこの場で行われる事になります。全委員、全職員出席予定です。

【8月】の業務報告です。昨日回ってきましたので間に合いませんでした。

3日月曜日、平成27年度高鍋町新農業振興対策協議会総会が役場第1会議室で行われます。会長が出席予定です。同じく3日月曜日、平成27年度高鍋町環境保全型農業推進協議会総会が役場第1会議室で行われます。会長が出席予定です。21日金曜日が現地調査となっております。大西委員、大福委員、坂本幸委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。21日金曜日、宮崎県農業会議第415回常任議員会議が宮崎県土地改良会館で行われる予定です。会長が出席予定です。28日金曜日、農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席予定です。

15日土曜日、ひまわりKon. ne 2015という婚活の催しが染ヶ岡のひまわり畑で18時から開催予定です。事務局職員全員出席予定となっております。以上であります。

3ページをご覧ください。県進達経過報告になります。

農地法4条申請 平成27年6月22日現地調査を行っております。申請人〇〇〇〇。転用目的は農家住宅で問題ありません。

農地法5条申請 平成27年6月22日現地調査を行っております。譲受人〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇 転用目的は駐機場で問題ありません。いずれも7月21日付けで許可書のほうは発行されております。

ページがとんで大変申し訳ありません。59ページをお開きください。農地法第3条による使用貸借契約の解約です。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,452㎡。貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成27年7月13日、解約成立日 平成27年7月1日、土地引渡日 平成27年7月28日。

2番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 384㎡。貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成27年7月16日、解約成立日 平成27年7月5日、土地引渡日 平成27年7月31日。

3番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 252㎡。貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成27年7月16日、解約成立日 平成27年7月5日、土地引渡日 平成27年7月31日となっております。

60ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,100

日程第5、議案第32号「買受適格証明願承認について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをお開きください。議案第32号「買受適格証明願承認について」
買受適格証明につきましては農地法の許可の手続きに準じて報告することと
なっており、申請人の経営状況等に基づき、判断することから、申請人毎に一
括して提案いたします。なお、今回の買受適格証明は入札の結果、申請人が売
却設定者となった場合には同時に農地法第3条の許可を兼ねておりますこと
をご了承ください。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,186 m² 他5筆。2番 申請
地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 240 m² 他6筆。申請人 〇〇大字〇〇 〇
〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内
容ですけれども、経営農地面積はありません。申請人は今回が初めての農地取
得であることから、農業経営計画書を8ページの方に添付いたしております。
なお、2番のみの取得となった場合は、下限面積の50aを下回りますけれども、
次の議案、第33号にて農地法第3条許可申請をされておりました、承認され
れば5,740 m²となる予定となっております。農業従事予定日数が150日、農機
具についてはトラクター、田植木、コンバインを一台ずつ取得する計画となっ
ております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

7月10日に買受適格証明に関する協議を、この役場で行いました。その中
で聞き取りをしたんですが、〇〇〇〇氏は〇〇で〇〇をされておりますが、こ
の土地取得は、農業法人化を目指し農業機械導入や土地の規模拡大等を行い経
営の合理化と安定を考えておられます。農業経営に強い意欲を持っておられ
るようですので問題はないかと思われまます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願い
します。

[6番]

報告いたします。去る22日局長、佐野主査の案内で会長、水町委員と現地
調査を行いました。この1番の土地は公売に出された物件です。〇〇の西側に
あたる土地で作付は何もされてなかったんですが、草が少しだけあったかなと
思っております。でも、所有権が変わってきれいに整備された時には、すごく

よくなる土地かなと思いました。よろしくお願ひします。

この2番の土地も公売に出された物件であります。

現地ですが平原から川田に行く途中の真ん中ぐらひにありまして、今現在は稲が植えてあります。何も問題はないかなと思われまひます。よろしくお願ひいたします。

〔議長〕

ただいま説明・報告が終わりまひましたが、ご意見・ご質問はござひまひせんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めまひます。起立全員と認めまひます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

〔事務局〕

3番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,186 m² 他5筆。4番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 240 m² 他6筆。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容ですけれども、経営農地面積が現在 3,254 m²となつております。農業従事日数が 150 日、農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバインを1台ずつ所有してあります。担当の永友委員よりご説明をお願ひいたします。

〔8番〕

〇〇〇〇さんですが、農地所得要件を満たし適格者と認め問題はないかと思われまひます。

〔議長〕

現地調査を行った担当委員からの報告について先ほど行いまひしたので省略いたします。

ただいま説明・報告が終わりまひましたが、ご意見・ご質問はござひまひせんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めまひます。起立全員と認めまひます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

〔事務局〕

続きまして、7ページをお開きください。5番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,186 m² 他5筆。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取

得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容につきましては経営農地面積が 7,050 m²、農業従事日数が 150 日、農機具の所有状況はトラクター、管理機、播種機等を 1 台ずつ所有しております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8 番]

申請人の〇〇〇〇さんですが、同じく経営内容から見て農地所得要件を満たしておりますので適格者と認め問題はないかと思えます。

[議長]

現地調査を行った担当委員からの報告について先ほど行いましたので省略いたします。

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6 番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 240 m² 他 6 筆。申請人 〇〇 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容は経営農地面積が 16,359 m² 農業従事日数が 180 日 農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン等を 1 台ずつ所有しております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8 番]

やはり、この〇〇〇〇さんも経営内容から見て農地所得要件を満たしております。適格と認め問題はないかと思われれます。

[議長]

現地調査を行った担当委員からの報告について先ほど行いましたので省略いたします。

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第6、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをご覧ください。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」

1番 下限面積による解除条件付きの使用貸借。農地の所在 大字〇〇字〇〇番 地目 田、面積 975 m²。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の木浦由子委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。場所は〇〇ですが、現在稲を植えてらっしゃいます。それを、その後で〇〇〇〇さんが借りられる予定です。よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

先ほど説明がありましたけれども、会長と木浦委員と私（水町委員）で現地調査を行いました。場所は先ほど〇〇といいましたけれども、木城線から〇〇に入る道がありまして、入ったらすぐ左の田んぼでして、一面稲が植えてあって現地も稲がきちんと植えてあるので何も問題はないと思っております。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

別添の13-1をご覧ください。農地法第3条調査書をつけております。第2項第5号におきまして、本申請地のみでは譲受人が耕作の事業に供すべき農地は高鍋町の下限面積を超えておりませんが、同時に申請している買受適格証明願の農地を公売で落札できた場合は下限面積を超えるため、条件付きでの審査となります。譲受人は、申請地では水稻を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられます。

なお、7月22日、坂本会長、水町委員、木浦委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

本件は条件付きとなっております。公売物件の売却決定を受けた段階で承認ということになりますでしょうか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 2,344 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。この件につきまして担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は〇〇の西の方の上手の方の田んぼです。譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんは姉弟で、〇〇〇〇さんから田んぼを買ってほしいという依頼で話があって今回の申請となりました。現在〇〇〇〇さんはトラクター、田植機等を近くの人から借りて農業をされておられます。実際この田んぼは現在飼料稲が植えてあり耕作者の〇〇〇〇さんという方がされているんですけども、その人との〇〇〇〇さんとの話し合いができていくということで問題はないかと思われます。価格は、2,344 m²で〇〇円だそうです。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

先ほど担当委員の方からご説明がありましたけれども、〇〇がありますが、そのちょうど前の田んぼです。飼料稲が植えてあり、一面田んぼで、きちんと整地がされておりましたので問題はないというふうに判断いたしました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

別添の13-2をご覧ください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は〇〇地区等で水稻やソバ等を栽培しており、申請地では水稻を栽培する予定です。本件の権利取得により周辺の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、7月22日、坂本会長、水町委員、木浦委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 無償移転 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,452 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子であります。〇〇〇〇さんは奥さんが勤めているので、〇〇より通って農業をされておられます。今回はお父さん名義の畑 3,452 m²を〇〇での所有権移転です。よろしく申し上げます。場所は次の件で説明いたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

場所は、〇〇のちょうど前の畑でありまして、本当にきれいに整地されておりました。私も行ってびっくりしましたが、本当に問題はないと思った次第でございます。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

別添13-3をご覧ください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は〇〇在住ですが、以前から〇〇地区等において水稻及び露地野菜を栽培しております。今回の申請は小作地の〇〇を受ける者であることから農地利用について変更は無く、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、7月22日、坂本会長、水町委員、木浦委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

4番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,104 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんへの農地法第3条による所有権の移転です。場所は〇〇の道を挟んで南側になります。畑で面積 1,104 m²で〇〇円だそうです。先の件で説明した畑と隣接していて現在も〇〇〇〇さんが耕作しています。頑張り屋ですのでよろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

先ほど説明いたしました畑の横の土地になります。やはり綺麗に整地されておりまして、問題はないというふうに思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

別添13-4をご覧ください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は先ほどもいいましたとおり、〇〇地区等において水稻及び露地野菜を栽培しております。今回の申請は小作地の〇〇を受ける者であることから農地利用について変更は無く、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、7月22日、坂本会長、水町委員、木浦委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14ページをお開きください。「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 500 m²となっております。
申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅及び倉庫兼車庫となっております。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請の土地は、農業大学校から約500m南東に行った所の、すぐ斜め前に〇〇があります。この申請地の東側は道路が通っており、その他の畑等は申請者の父親の農地というふうになっております。工事にあつ

てはブロックを設置して、周辺農地に雨水や土砂の流出を防止することとなっております。汚水の排水には合併浄化槽を設置して、さらに側溝を新設して、側溝に放流して、雨水の一部は施設外に自然浸透ということだそうです。近所の土地の作物等に被害がないように、何かあった時は誠意を持って解決するという確約書も出ているということです。何ら問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[6番]

説明します。現地は〇〇地区で、農地の真ん中に 500 m²だけ白地がありまして、〇〇〇〇さんが住宅を作られるという事なんです。別に問題はないと思うんですが、排水は相当離れたところに掘って持っていくとの事なので、道路もあるし排水溝もあるので問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが「住宅その他申請に係る土地の周辺の土地について移住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断できますので転用許可対象となります。

転用目的は個人住宅及び倉庫兼車庫であります。転用面積は 500 m²となります。一般個人住宅を転用する場合は 500 m²が上限となっております。農家住宅の場合は 1,000 m²ということになっております。

転用理由は現在借家に住んでおりますが、老朽化しており、長くは住めないためマイホームを建築したいと考え、他に適地がないか探したところ見つからなかったため、今回の申請に至っております。

雨水の排水については敷地内自然浸透とし、汚水の排水については合併浄化槽を設置し、東側道路沿いに側溝を新設し、既存側溝に接続し放流することとなっております。汚水処理につきましては先ほど森委員からのご説明がございましたが、確約書が添付されているところでございます。事業費は土地造成費及び外構工事費〇〇円、建物建築費が〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の融資内定通知が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第8 議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 611 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は設備工事の土場となっております。所有権移転となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

現地に行ってきましたけれども、雑木が生えておりまして、それを的確に処理すればいいものと思います。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当委員ですので報告をいたします。

[15番]

現地調査の報告をいたします。7月22日に水町委員、木浦委員そして私(坂本会長)、事務局から局長、佐野主査の案内で現地を見てきました。譲渡人の〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんの案件ですが、現地は道路より一段低く竹などが生い茂る雑木林でした。以前転用されて、残土などで埋め立てされており、その延長というところであります。道路を隔てて、反対の方ですけれども住宅地になっており、雑木林への不法投棄などの対象にもなり、また畑として使用することも不可能でありますので、別に問題はないと思われました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は設備工場の土場であります。転用面積は611㎡となっております。

転用理由は譲受人は、現在申請地の隣地を土場として活用しておりますが、今回、事業拡大のために、さらに土場を広げたいと考え、適地を探しておりましたが当該申請地が適地と判断し譲渡人とも折り合いが付いたため是非とも当該地を確保したく申請されたものであります。

ブロック塀を作り雨水が周辺へ流れ込まないように留意するという事です。また、汚水は出ず、雨水については地下浸透とする確約書が提出されております。

事業費はブロック代〇〇円、譲渡価格〇〇円となっております。金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。ブロック代〇〇円というのは、ブロックの材料費が〇〇円で、ブロックを設置することについては、〇〇という事業をやっておりますので、ご自分で設置すると判断しているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 156㎡ 他1筆。所有権移転です。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は宅地分譲となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は〇〇の西側の土地になります。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの土地を買って、26ページに図が載っているんですが、黄色い図の、〇〇番を買って、〇〇番と合わせて、28ページになりますが、宅地分譲をするものであります。周辺は宅地です。東側に道路がありまして、汚水は浄化槽

を設置するということですので問題はないかと思えます。価格は聞いておりません。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

先ほど担当委員の方から説明がありました通り、〇〇のちょうど前になります。周辺は宅地が建っておりまして、現況では結構草が生えておりました。周辺は宅地ですので、そこを宅地にすれば綺麗になるのではないかなと思います。排水につきましては道路をまたいで〇〇側に排水路がありまして、道路を切って、そこに排水溝を付けるということですので問題はないというふうに思っております。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は住宅分譲であり、転用面積は749㎡となっております。

転用理由は申請地及び隣接地を一体として利用したいということで、今回の申請に至っております。

隣接地の境界にはブロックが設置してあり、隣接地へ被害をおよぼすことはなく、汚水は浄化槽を設置し排水することとなっております。なお、排水を行うに対しまして、適切な排水処理を実施すると確約書が添付されているところです。

事業費は土地代〇〇円、造成工事代金〇〇円、合計〇〇円となっており、預金通帳の写しが添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認す

ることに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積 251 m²。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。場所は、29ページと30ページの図面の〇〇番です。東中学校から南の方へ200m。〇〇の南側です。〇〇〇〇さんは現在〇〇で借家住まいで申請地を購入して住宅を建築したいということです。近くには、2日前に行ったところ農地はなく、雑排水は公共下水道へ、雨水は町道の側溝へ流す予定にしておられます。そのため、問題はないかと思われます。それと価格は、251 m²で〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当委員ですので報告をいたします。

[15番]

永友定己委員が言われましたとおり、場所は〇〇の住宅地の中の一部であります。譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんの案件ですけれども、申請地は道路に面しており、2面を住宅、もう1面が〇〇の駐車場となっております。排水も公共下水道、そして町の側溝などがあり別に問題はないと思われます。また現地を見ましたところ、すでに盛り土のようなものがしてあり、田としては使えない状態になっておりました。そのことにつきまして始末書も添付されているということです。それを報告しておきます。他には別に問題はないと思いました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は一般住宅用地であり、転用面積は 251 m²となっております。

転用理由は現在借家住まいのため申請地を購入し住宅を建築したいということで今回の申請に至っております。

雑排水は公共下水道へ、雨水等は町道道路側溝へ放流することとなっております。また、雨水、雑排水処理につきまして、確約書が添付されておるところです。

事業費は土地購入費〇〇円、建築費〇〇円、諸費用〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の融資承認通知が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。

また、事前に田へ工事で発生した土砂を搬入しているため始末書が提出されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次の案件につきましては木浦委員の同居親族の案件となり、農業委員会に関する法律第24条第1項に該当し、木浦委員につきましてはこの案件への議事参加ができませんので、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

[事務局]

ご説明します。4-1、4-2、4-3とございますが、申請は一本でございます。農地の所在を3カ所申し上げまして、譲受人は〇〇〇〇さんということで説明させていただきます。

4-1 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 326 m² 他 1 筆。所有権移転です。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 他 6 名。4-2 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 327 m² 他 1 筆。所有権移転です。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。4-3 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 252 m²。所有権移転です。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 転用目的は太陽光発電事業となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は〇〇〇〇のちょうど西側の農地です。譲受人の〇〇〇

○は今後、太陽光発電施設を作るということです。外側をフェンスで囲い、砕石して整地し雨水が外部に流れないように配慮するというものですので問題はないかと思われます。それに27年、今年2月にも太陽光施設を作られておりますが、これとは別に後3カ所計画中です。土地代は反等当たり〇〇円ということで聞いております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当委員ですので報告をいたします。

[15番]

永友祥一委員が言われたとおり、場所は〇〇〇〇の隣接する土地でございます。現場を見てもみますと譲渡人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの土地を含めて長方形の1,453 m²となっており周囲は南側が宅地、そして北側の方に畑がありまして雨水が入らないように周りに土手をつくり、そして地下浸透トレンチを施工して、外に水をそのまま流さないというふうに説明がありました。現状を見て隣接に問題があると思われませんでしたので問題はないかと思われます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可対象となります。

転用目的は太陽光発電施設であり、面積は1,453 m²となっております。代替地選定につきましては周辺との環境、耕作被害等を考慮し選定し、今回の申請に至っております。

外周はフェンスで囲み雨水が外へ流出しないように配慮し、雨水排水については砕石にて整地し、浸透トレンチを利用し地下浸透にする計画となっております。また、不測の事態がおきた場合は〇〇で責任を持って対応するとの確約書が添付されております。

事業費につきましては工事費〇〇円、土地購入費〇〇円、合計〇〇円であり、金融機関の融資予約証明願が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、経済産業省の設備認定通知書・九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして21ページです。先ほどと同様、5-1、5-2、5-3とあります。譲渡人を先に読み上げ、最後に譲受人を読み上げたいと思います。

5-1 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積451㎡ 所有権移転、譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。5-2 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積689㎡ 所有権移転、譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。5-3 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積731㎡ 他1筆 所有権移転、譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、転用目的は建売住宅となっております。担当の大西委員より説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は5月にあがった案件です。〇〇〇〇さんの土地を建売住宅にするということで上がったんですけど、排水の問題で保留をした状態です。この申請地は37ページにあると思います。〇〇からちょうど500メートルくらい入ったところにある土地です。水はけを考慮して、駄目だということで止めたんですけども、そういう話をしていると、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが、もうその土地は売りたいという話がでて、全体を受ければ土地としては埋立てができるということで、水の問題もなくなるのではないかと思います。埋立てした水については道沿いの側溝に流したいと、雨水については

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当委員ですので報告をいたします。

[15番]

今、大西委員が言われましたとおり、5月にあがった案件で、保留となっております。控えておりましたけれども、今度は、36ページを見てもらうと分かりますように、排水の問題も全体を一括で造成することによって排水処理も

綺麗になるということです。全体が道路に面しておりまして、隣接する他の土地に影響はないと思われますので問題ないと判断いたしました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連担する区域に近接した 10h a 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地は転用許可の対象となります。

転用目的は建売分譲であり、面積は 2,299 m²となっております。

転用理由は高鍋町内の都市計画用途区域を住宅建築候補地として当たっておりますが契約の成就に至らなかったため、今回の申請地が都市計画用途区域に隣接し建築条件として申し分ないものであったため申請に至っております。

雨水は既存側溝に放流し、汚水は現況下水道に接続することとなっております。

事業費は、合計 ○○円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書願が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、小丸川土地改良区の転用については差し支えないと意見書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6 番 22 ページです。これは先ほど説明いたしました土地に近接する西側の土地になります。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 面積 749 m² 所有権移転となります。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。譲受人 大字○○ ○○番地 ○○○○。転用目的は建売住宅となっております。担当の大西委員より説明をお願いします。

[3 番]

説明いたします。この土地は先ほどの土地と隣接する土地でありまして、この土地は、埋め立てをしなくても良いということでございます。現在は田の稲

が作ってありますが、宅地として〇〇〇〇さんに売るということです。隣に〇〇〇〇さんの住宅がありますので別に問題はないのかなと思います。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当委員ですので報告をいたします。

[15番]

今、大西委員が言われましたとおり、ページでいきますと、42ページを見ていただくとわかると思いますが、先ほど言われました土地の農道のようなところの道路を隔てた西側の土地になります。南側に〇〇〇〇さんの所有の宅地、そして道路を挟んで北側にまた住宅と、西側にも住宅があります。全体を見た感じでは別に問題はないかと思われまます。またここは、公共下水も通っておりまして、排水も雨水もちょうと排水がありますので問題はなかったと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連担する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可の対象となります。

転用目的は建売分譲であり、面積は749㎡となっております。

転用理由は高鍋町内の都市計画用途区域を住宅建築候補地として当たっておりましたが契約の成就に至らなかったため、今回の申請地が都市計画用途区域に隣接し建築条件として申し分ないものであったため申請に至っております。

雨水は既存側溝に放流し、汚水は現況下水道に接続することとなっております。

事業費は〇〇円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書願が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、小丸川土地改良区の転用については差し支えないと意見書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、

原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして 7番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積 535 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は宅地分譲となっております。担当の大西委員より説明をお願いします。

[3番]

説明いたします。この土地は、46 ページを見ていただければわかると思いますが、〇〇の南側にある土地で現在は埋立ててあって、田んぼとしては、やっておられるような土地ではありません。草は刈ってありました。この土地は宅地にするということで、宅地分譲ということで申請が上がっております。この土地の隣は全部宅地になっておりますので、問題はないのかなと思っております。下水雨水については、雨水については側溝に流し、下水道については団地からきている下水に流すということだそうですので、別にその件については問題はないのかなと思えます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当委員ですので報告をいたします。

[15番]

今、大西委員が言われましたとおり、先ほどの5番6番の土地の道路の延長線上で西側にずっと行きまして、〇〇の隣でございます。申請地は道路に面していきまして、その周りは全て宅地となっておりまして、隣接地に影響を与えることはない判断しております。また、公共下水も通っておりますし雨水はすぐ側に側溝がありますので、別に問題はないと思われました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は宅地分譲であり、転用面積は535 m²となっております。

転用理由は申請地を事業用敷地 宅地分譲地として取得したいということで、今回の申請に至っております。

雨水は既存側溝に放流し、汚水は現況下水道に接続することとなっております。事業費は、〇〇円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書願が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、小丸川土地改良区の転用については差し支えないと意見書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第9 議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

48ページをお開きください。議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」です。平成27年第4回高鍋町農業委員会総会において承認を受けた所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字 〇〇 〇〇番 畑 8,722 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

この土地は4月のあっせん委員会で成立しました土地なんですが、〇〇〇〇の西側にある土地です。取下げの理由として書いてありますのは、本件につきましては資金の融資を受け、土地代金の支払いを計画しておりましたが、貸付決定が予想以上に遅れ利用集積計画の対価の支払い期限内に支払いができなくなったため、取り下げを申し出るとの事です。なお、昨日貸付が決定したことから、改めて同計画を申請いたしますと言っております。また、〇〇〇〇さんの方も、私は、平成27年4月28日第4回高鍋町農業委員会総会において議決されました、〇〇〇〇との所有権移転について申出が申請者から提出されましたが取下げの理由をやむを得ず認め下記農地の関わる所有権移転の取下げをすることに同意いたしました。ということでございます。以上、説明を終わります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第10 議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

49ページをお開きください。議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転になります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、田 1,100 m² 他3筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。この申請場所は10号線の〇〇から1kmくらい東に入ったところにあります。先ほど最初の方で諸報告でも申し上げましたとおり、譲渡人の〇〇〇〇さんと、譲受人の〇〇〇〇さんとの所有権の契約が強化法に基づいて整っております。ちなみに価格が総額〇〇円となっております。何ら問題ないというふうに考えます。よろしく願い致します。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 農業用施設用地 495 m² 他1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転

を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。申請人は青年等就農計画の認定を受けておりますが今回が初めての農地取得であることから農業経営計画書を53ページの方に添付いたしております。担当の渡瀬委員よりご説明をお願いします。

[14番]

説明いたします。○○○○さんは新規就農農家でして、この場所を購入いたしまして農業を始めようということだそうです。価格はハウス込みで、1,900㎡で○○円ということです。作付はまず、ズッキーニをやってみたいということで、農業経営に非常に関心を持たれておりまして、問題はないかと思われまます。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして50ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 670㎡、所有権を移転する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は2月に、○○○○さんが○○○○さんから買った土地の隣の土地で、○○から西へ約500mくらい入った一番奥の土地です。この土地は、○○○○さんが、3月だったと思うのですが、あっせんにあがった土地で、後5反と約2反で7反ぐらいの土地があっせんに残っております。あっせんと一緒にしようかといっていたのですが、買い手がなかったので○○○○さんが○○○○さんの隣の土地を譲ってくれないかという話になりまして、○○○○さんの土地と合わせて芝を作りたいと、芝の造成をしたいということで、譲ってもらえないかということで、今月の15日くらいに行って話をし、あっせんは抜きにして、私（大西委員）と○○○○とで話をし、○○円で譲ってもらうように話を付けました。一緒に芝をつくりたいということだそうですので、耕作に関しては問題ないのかなと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番 農地の所在地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 8,722 m²、所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。これは先ほど取消となりました土地で、再度実行するものです。面積が 8,722 m²で〇〇円です。支払期限引渡日が8月5日で実行するというので、〇〇〇〇さんから借入が確定したそうで8月5日までには実行するというのでございます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

51ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 樹園地 面積 4,779 m² 他 1筆、利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所は、持田古墳群がある大地の中にあります。再設定でありましてもう2回目ということで、20年前に貸し付けておられます。綺麗なお茶畑の一部となっております。〇〇〇〇さんは先月の認定農家で再認定も

していただきましたし、バリバリの若手であります。書いてありますように賃借料は〇〇円ということでもありますのでよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第11 議案第38号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

議案第38号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について」62ページをご覧ください。

農業委員会が毎年下限面積の決定又は改定の必要性について審議することになっております。今年度の下限面積については法律で定められた50アールとし、別段の面積の設定は行わないとしています。理由としては、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に規定された別段の面積の基準には該当しないためです。第1項については平均的な経営規模が小さい地域等において50アールの下限面積が実情に適さないと判断される場合に適用されますが、具体的には下限面積未滿と経営規模の農家が40%下らないように設定することとなっております。高鍋町では、50アール未滿の経営規模の農家が約20%であったため該当しません。

第2項については、耕作放棄地等が相当程度存在することや、下限面積未滿の経営規模の農家が増加することにより、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合に適用されるようになっており、町内の耕作放棄地が占める割合もわずかであるため該当しないと考えました。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成27年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時45分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番